

第4問	行政法	行政手続法と不利益処分	司法試験 H25-24
-----	-----	-------------	-------------

〔第4問〕

行政手続法第14条第1項本文は、不利益処分をする場合には同時にその理由を名宛人に示さなければならない旨を定めているが、次のアからウまでの各記述について、同項の理由の提示に関する最高裁判所平成23年6月7日第三小法廷判決（民集65巻4号2081頁）の多数意見の判示内容として、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 行政手続法第14条第1項本文が理由の提示を要求しているのは、不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものである。

イ. 建築士法による一級建築士に対する懲戒処分の場合、処分基準が定められているとしても、行政手続法第14条第1項本文が理由の提示を要求している趣旨は、当該処分の根拠である建築士法の法条及びその法条の要件に該当する具体的な事実関係が明らかにされることで十分に達成できるというべきであり、更に進んで、処分基準の内容及び適用関係についてまで明らかにすることを要するものではない。

ウ. 建築士法による一級建築士に対する懲戒処分について、公にされている処分基準は、複数の懲戒処分の中から処分内容を選択するための基準として、多様な事例に対応すべくかなり複雑な内容を定めていたのであり、処分の原因となる事実と処分の根拠法条とが示されているだけでは、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって当該処分が選択されたのかを知ることはできないから、処分基準の適用関係が全く示されていない理由提示は、行政手続法第14条第1項本文の要求する理由提示としては十分でない。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

第4問	行政法	行政手続法と不利益処分	正解 3
-----	-----	-------------	------

**ア正しい。**最判平23. 6. 7。本記述では、本判決の多数意見が、行政手続法14条1項本文が不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしている趣旨をどのように理解するかが問題となる。

本判決は、「行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される」としている。

したがって、本記述は正しい。

**イ誤り。**最判平23. 6. 7。本記述では、本判決の多数意見が、建築士法による一級建築士への懲戒処分において処分基準が定められている場合、処分基準の内容及び適用関係についてまで明らかにする必要はないとしたかが問題となる。

本判決は、「行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合に当該不利益処分の理由を示さなければならないとしている趣旨は、一級建築士に対する懲戒処分の場合、当該処分の根拠法条（建築士法10条1項各号）及びその法条の要件に該当する具体的な事実関係が明らかにされることで十分に達成できるというべきであり、更に進んで、処分基準の内容及び適用関係についてまで明らかにすることを要するものではないと解すべきである。」とした「原審の上記判断は是認することができない」とした上で、「建築士に対する…懲戒処分については、処分内容の決定に関し、本件処分基準が定められているところ、本件処分基準は、意見公募の手続を経るなど適正を担保すべき手厚い手続を経た上で定められて公にされており、しかも、その内容は、…多様な事例に対応すべくかなり複雑なものとなっている。そうすると、建築士に対する上記懲戒処分に際して同時に示されるべき理由としては、処分の原因となる事実及び処分の根拠法条に加えて、本件処分基準の適用関係が示されなければ、処分の名宛人において、上記事実及び根拠法条の提示によって処分要件の該当性に係る理由は知り得るとしても、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって当該処分が選択されたのかを知ることは困難である」としている。

したがって、本記述は、行政手続法14条1項本文が理由の提示を要求している趣旨は、当該処分の根拠である建築士法の法条及びその法条の要件に該当する具体的な事実関係が明らかにされることで十分に達成できるというべきであり、更に進んで、処分基準の内容及び適用関係についてまで明らかにすることを要するものではないとしている点で、誤っている。

**ウ正しい。**最判平23. 6. 7。本記述では、本判決の多数意見が、行政手続法14条1項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきとしたかが問題となる。

判例は、「建築士に対する上記懲戒処分については、処分内容の決定に関し、本件処分基準が定められているところ、本件処分基準は、意見公募の経路を経るなど適正を担保すべき手厚い手続を経た上で定められて公にされており、しかも、その内容は、…多様な事例に対応すべくかなり複雑なものとなっている。そうすると、建築士に対する上記懲戒処分の際に同時に示されるべき理由としては、処分の原因となる事実及び処分の根拠法条に加えて、本件処分基準の適用関係が示されなければ、処分の名宛人において、上記事実及び根拠法条の提示によって処分要件の該当性に係る理由は知り得るとしても、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって当該処分が選択されたのかを知ることは困難であるのが通例であると考えられる。…このような本件の事情の下においては、行政手続法14条1項本文の趣旨に照らし、同項本文の要求する理由提示としては十分でないといわなければならない、本件免許取消処分は、同項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であるというべきであって、取消しを免れないものというべきである」としている。

したがって、本記述は正しい。

以上により、正しい組合せは「ア○ イ× ウ○」であり、したがって、正解は肢3となる。

【MEMO】